

平成 28 年熊本地震による被災石垣復旧の原則

『石垣は原則として「地震直前の状態」に復旧する』

ただし、以下の場合には「地震直前の状態」に復旧しないこともある。

- ① 地震直前の状態が、既に安全上、危険な状況にあるなど、構造上の問題を有していた場合
(例：ズレ・孕み出しなど)
- ② 伝統的工法だけでは石垣を安全に公開することができないと判断される場合は、必要最小限の現代工法による構造補強を検討する。
- ③ 地震直前の状態が、明らかに後世の補修等によって、工法・素材などが変更され、文化財価値を低下させていた場合（例：間知石の使用・練石積工での施工など）

【補足事項】

- 石垣の解体範囲は必要最小限とする。
- 石垣等の復旧は、伝統工法を基本とする。
- 安全確保と文化財価値の保全を両立する。
- 適切な文化財調査と成果の検討を行う。

なお、『特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成 30 年 3 月策定予定）』における「特別史跡熊本城跡の整備・復元の方針」は

- ・整備は豊富な史料で確認できる幕末期を基準時期とする
- ・西南戦争までの遺構は保護対象（現状保存）とする

であるが、今回の石垣復旧は「災害復旧」であるため、上記原則を優先し、「幕末期に戻す」までは行わない。